

令和7年度第6回香川地方最低賃金審議会議事録

令和7年9月8日（月）
高松サンポート合同庁舎
南館1階共用103中会議室

出席者 公益代表委員 岡崎、籠池※、高塚、元木
労働者代表委員 川染、土田、中村※
使用者代表委員 井出、奥田※、白石、檜垣
(※：オンラインによる出席)

議題 (1) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
(2) その他

○賃金室長

定刻より少し遅くなりましたけども、ただ今から令和7年度第6回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本審議会は、収集とオンラインの同時開催となっております。

本日は、平野委員、立石委員、三屋委員、棚次委員が欠席されておりますが、8名の委員に収集いただくとともに3名の委員にオンラインで出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

オンライン出席の委員の皆様聴こえますでしょうか。

なお、本日は、傍聴人として2名の方が傍聴されております。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

資料No.1 香川最低賃金の改正決定について（答申）（写）

資料No.2 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書（写）
でございます。不足等はございませんでしょうか。

それでは、籠池会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池会長

それでは進行させていただきます。本日の議事事項は、お手元の会議次第のとおりであります。会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、議題（1）の「香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」であります。

事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

皆様ご承知のとおり、香川県最低賃金につきましては、本年7月15日に香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して、改正決定についての諮問を行い、5回の本審及び5回の専門部会での審議を経て、8月20日の第5回本審におきまして結審し、労働局長あて答申をいただいたところです。

この答申内容に対しまして、最低賃金法第11条第2項及び第12条に基づく異議の申出がありましたので、この申出について香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して意見を求めることがなりました。

異議申出の内容につきましては、お手元の資料No.2のとおりでございます。

この異議申出についてご審議いただくため、香川労働局長より諮問を行わせていただきたいと思います。

本日所用により香川労働局長が欠席しておりますので、代わりに労働基準部長から会長へ諮問文をお渡しします。

○籠池会長

高塚委員、代理でよろしくお願ひいたします。

(労働基準部長から諮問文を高塚会長代理へ手交)

○籠池会長

よろしいですかね。高塚委員、諮問文の確認をお願いします。

事務局は諮問文の写しを委員に配付して、読み上げてください。

(各委員へ諮問文（写）を配付し、同文書をオンライン共有)

○賃金指導官

それでは、諮問文を読み上げます。

本文中の別添につきましては、資料No.2のとおりですので、読み上げは割愛させていただきます。

香労発基0908第1号

令和7年9月8日

香川地方最低賃金審議会 会長 篠池信宏 殿

香川労働局長 友住弘一郎

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、香川県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項及び第 12 条に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。
以上です。

○籠池会長

はい。ありがとうございました。香川労働局長からの諮問を受けることといたします。

それでは、ただ今から審議に入りますが、初めに事務局より異議申出の内容について説明をお願いします。

○賃金室長

はい。異議申出の概要につきまして説明いたします。

申出内容といたしましては、「改定答申額（改定額 1,036 円、引上額プラス 66 円、率 6.8%）は、①日本の物価高騰が始まった令和 3 年（2021 年）6、7 月以降の香川県消費者物価指数上昇率（食料）に、最低賃金引上げ率（額）が追い付いていない。②地域間格差を縮める検討がされたのか不明である。③改定額答申の付帯意見は、政府への要請だけで、地方自治体への要請は含まれていない。など、香川県労連は異議を提出せざるを得ない状況であり、異議を申し出て、改定額と付帯する意見などを再審議するよう強く要請する。」ということでした。

その異議内容として、

1 つ目は、「物価高騰に追い付く最低賃金改定額の再検討を求める。」

今年の意見書において、昨年の香川地方最低賃金が低い現状を、政府の最低賃金引上げ目標、徳島県知事の改定額提案、消費者物価指数（食料）の高騰状況も示し、昨年の引上額に消費者物価指数が反映されなかったことも指摘し、働けば人間らしく暮らせる改定額を示すよう求めた。

今年の香川県最低賃金の改定額は物価高騰が始まった 2021 年 6 月以降の香川県消費者物価指数（食料）上昇率に対し、2022 年以降の改定額が追い付いていないことは明らかであり、消費者物価指数（食料）上昇率を、2022 年以降の最低賃金引上率とすれば、今年の改定額は 1,067 円に引き上げるべきではないか。

2 つ目は、「地域間格差を縮める考慮はされたのか。」

香川県は毎年、人口が減少しており、最大の要因は自然動態であるが、社会動態も大きな要因である。国内他県への転出は、大学進学が大きいが、少子化で進学者数も減少するなか、国外転入者数が減少（外国人労働者も賃金高額地域に移動）し始めていること、働き盛りの若者や子育て世代も賃金高額地域に移動しているためと考えられる。

中央最低賃金審議会の目安額答申の説明に「地方最低賃金審議会においては、実態を考慮しつつ、地域間格差を縮小する観点で議論願いたい」との考えを示したが、今回の答申は、最高額との格差を縮める観点での審議が行われたのか聞かせて欲しい。

3つ目は、「政府への要望だけでなく、香川県内自治体への要望も追加した答申文を再検討してください。」

香川県最低賃金の改正決定について（答申）の中に、政府への要望が付記されたが、政府への中小・零細企業に対する最低賃金引上げに関わる種々の支援要請だけでなく、香川県内自治体に対する直接支援の要請を加えてください。

以上でございます。

○籠池会長

ただ今、事務局から異議申出の内容についてご説明いただきました。申出者から意見陳述したいとの要望をいただきしております。まず、この点についてお諮りしたいと思います。

申出者からの意見陳述をしていただいてもよろしいでしょうか。ご意見のある方、いらっしゃいますか

（意見等なし）

○籠池会長

特に意見がある方いらっしゃらないですかね。そうしましたら、従前の習いによりまして、意見陳述を認めますので、陳述者は所属及び氏名を述べた後、10分以内で意見陳述をしていただくようお願いいたします。

○香川県労働組合総連合事務局長

はい。香川県労連の事務局長の藤澤です。香川県労連の異議申出の意見陳述のお時間をいただきありがとうございます。異議申出書の内容を要約して発言させていただきます。前文としている一般の方が知ることができる最低賃金改定額の決定過程は、書いているとおりですが、第5回専門部会と第5回審議会の議事要旨が、翌日の8月21日には香川労働局ホームページに掲載され、一般の方にも情報公開の面で一定の改善が図られた香川労働局の努力には敬意を表したいと思います。しかし、審議会の改定答申の内容については、今、事務局の方から説明もあったとおり、3つの異議を申し立てさせていただきます。異議内容の1点は、物価高騰に追いつく最低賃金改定の再検討をお願いするというものです。今、答申の改定理由として、中央最低審議会の答申、労使の意見、法定の3要素、地域間格差の是正などを総合的に勘案し、公益案として目安プラス3円で採決するこ

としたことが議事要旨には記載されていますが、どのようにこれを総合的に勘案されたのかは全く分からぬ状態です。その上で、最低賃金を決める過程としては、エンゲル係数が、収入が少ないものに対しては非常に高率になっている状況を考えれば、物価指数（食料）の指数を用いて引上げ額を決定するべきではなかつたのかという考え方です。2点目としては、地域間格差を縮める考慮をされたのかということです。既に47都道府県の答申額は出揃いましたが、39都道府県で目安額以上の引上げを出しています。最高の引上げ額を出したのは熊本の82円ですが、他にも80円台が3県、70円台が18県もあります。これらの地域は地域間格差を縮めたいと考えた結果ではないでしょうか。この上で、この地域間格差が本当に必要なのかという観点を考えられたのか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。また、採決において、使用者側委員の方々が公益委員案に賛成した理由についてもお聞かせ願いたいと思います。また、労働者側委員の方々が採決時に退席した理由も是非ともお聞かせ願いたいと思います。3点目として、政府への要望だけでなく、各県内自治体への要望も追加した答申文を再検討していただきたいと思っております。政府への要望は事細かく書かれておると思っております。しかし、第2回審議会で香川労働局長が、自治体の支援がないのは香川県を含め5県のみだという発言もありました。この言葉を受け止めれば、県内自治体支援がなくても、香川県の中小企業・小規模事業者は、たかが63円の引き上げぐらいは可能だということなのでしょうか。そうでもないと思います。是非とも、香川地方最低審議会からも、政府要請だけでなく、香川県内の自治体への直接支援の要請も加えていただきたいと思います。以上、3点を申し上げましたが、最後に、やはり、香川地方最低審議会専門部会の審議を原則どおり公開にしてほしいということです。今、香川労働局のホームページに掲載される審議内容というのは、傍聴のできる審議会専門部会の中身しか公開されません。それ以外は全く不明のままで。どのような審議が行われたのかもわからない状態です。これが一般公開されている状況だとは言えません。香川県労連としては、最後に、審議会と専門部会の審議内容すべてを広く一般に公開すること。合わせて、人員制限を設ける傍聴だけではなく、広く一般の方々が審議内容を検証できるように、すべての審議会専門部会の議事録ができるだけ早く労働局ホームページに公開することを求めていきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○籠池会長

ありがとうございました。それでは、異議申出につきまして審議を行いたいと思います。

異議申出書の写し並びにただ今の陳述の内容に関しまして、まずは労使各側の

委員から、ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
まずは、労側からご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○中村委員

はい。労働者の代表者の委員、中村のほうから述べさせていただきます。私たちは、金額審議にあたり、7月20日に開催した第5回本審において、労働者側の委員5名全員が公益が提示しましたプラス66円に不満の意を示し、退席をしました。よって、異議審に際し、労側として意見を述べることを辞退させていただきます。

以上です。

○籠池会長

ありがとうございました。続きまして使用者側から意見をお願いいたします。

○白石委員

はい。使用者側を代表して、白石の方からコメントを出させていただきます。今年度の地方最低賃金の審議におきまして、使用者側は従来どおり最低賃金法の3要素のデータ、具体的には賃金の引上げ率から物価上昇率、通常の事業の賃金支払能力、これにつきましては影響率ですが、それらのデータを詳細に見極めて議論して行きましょうというスタンスであります。

例えは、今次の賃金引上げ率は、労働者側、使用者側、さまざまな機関が集計しておりますが、その全国大のデータが中小企業の多い香川県の実態に合っているのか、見極めが必要でした。その他、最低賃金の審理は注目を浴びており、各所からさまざま出ている意見は本当に確からしいのか、真に参考にすべきデータなのかという点について課題提起いたしました。

例えは、「最低賃金を引き上げても倒産件数は増えていない。」、「最低賃金を引き上げないと人材が流出する。」、「最低賃金の県別金額に順位を付けて、それを議論する妥当性はあるのか。」といった意見です。他にも「物価と賃金の好循環」という言葉があります。しかしながら、最低賃金を引き上げても、全員が幸せになるわけではありません。年収の壁を意識した働き控えがある以上、個人の所得が増えるわけではありません。最も大きい課題は、価格転嫁が進んでいないこと、特に飲食、宿泊、小売、サービス業といった一般消費者を対象に、物やサービスを提供している業種では、「価格をこれ以上引き上げると即客離れを招き、経営が危うくなる。」という声が多数です。これには対処方法や支援策が非常に乏しいと考えます。

といった点を重視しながら、使用者側の意見を出させていただきました。専門

部会で議論を重ねましたが、使用者側からはもうこれ以上合理的で納得性の高い金額は出せない状況になりました。その後は、歩み寄りということで、じゃあ1円づつ引き上げますかという話にもなりました。これではいくら専門部会を開いても、時間がかかるばかりで解決しない状況です。残念ながら労使間の一致は見出せませんでした。そこで公益委員案が提示されました。地方最賃の審議においては、それぞれの地方において自主性を發揮することを期待するとの言葉もありましたが、いろいろベクトルの違う方向からの意見にも配意しなければならない中で、使用者側の引き上げることに合意はするが、経営状況に悪影響を及ぼしかねない急激な引き上げは困難という意見も取り入れていただいた案であると認識しましたので、賛成いたしました。なお、賃金を引き上げるための環境整備を進めるという課題につきましては、ある程度付帯決議に盛り込むことができたと考えております。

以上です。

○籠池会長

ありがとうございました。他にご意見はありますか。

(意見等なし)

○籠池会長

大丈夫ですかね。先ほど、香川県労働組合総連合の藤澤義輝事務局長から陳述をいただきました。また、既に異議の申出書も出されております。異議の内容を私なりに理解いたしますと、要点としては3つあるのかなと。

1つ目が、今年の最低賃金の引上額プラス66円、率にして6.8%は、日本の物価高騰が始まった令和3年6、7月以降の香川県消費者物価指数上昇率(食料)に、最低賃金引上率が追い付いていない。

「今年の香川県最低賃金の改定額は、消費者物価指数上昇率を、2022年以降の最低賃金引上率とすれば、1,067円に引き上げるべきではないか。」というのが1つ目。

2つ目として、「香川県は毎年人口が減少しており、最大の要因は自然動態であるが、社会動態も大きな要因である。国内他県への転出は、大学進学が大きいが、少子化で進学者数も減少するなか、国外転入者数が減少し始めている、外国人労働者も賃金高額地域に移動し始めている。」これらのこと。「働き盛りの若者や子育て世代の賃金高額地域に移動し始めている。」こういった要因が考えられる。

「今回の答申は、最高額との格差を縮める観点での審議が行われたのか。」というのが2点目の疑問点。

3つ目として、「香川県最低賃金の改正について答申の中に、政府への要望が付

記されたが、それだけでなく、香川県内自治体に対する直接支援の要請も加えてほしい。」こういうことが3点目と。

私なりには今の観点が要点かなというふうに理解いたしました。

このことについて、ただいま労使双方からご意見をいただきました。

労働者側には、本審の採決を退席されたこと等を理由として、意見を述べることは差し控えられましたが、使用者側委員からはご意見を拝聴させていただきました。その上で、私なりに今回の審議の過程について、振り返りをさせていただきたいと思いますが、まず当審議会におきましては、労働者側の委員からは、日本経済の自立的経済成長に向けては人への投資が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引上げが必要であること。その水準については、今年は全都道府県で1,000円に到達するとともに、一般労働者の中央値の6割水準を目指した引上げを図る必要があること。また、地域別最低賃金は、地域ごとの金額差が積み重なり、隣県や都市部への働き手流出等の一因となっていることから、地域間の縮小を目指す必要があること。こういった内容のご意見が主張されました。

一方で、使用者側の委員からは、日本が持続可能で活力ある経済社会を維持し、発展を続けるためには、成長と分配の好循環の実現に向けた取り組み、特に喫緊では物価高に対応して賃金引き上げを行うことが望ましいと考えられること。しかしながら、稼ぐ力なくして人件費を増分することはできないこと。国内外の様々な影響を受けて、エネルギー価格や原材料費の高騰、また人手不足等に苦慮ながら経営を行っている中小零細企業の状況を見る限り、そうした余裕はなく、コスト上昇に伴う売上の減少により賃上げ原資が確保できない状況であること。とりわけ、一般消費者と直接向き合っている小売、飲食、宿泊、その他サービス業の事業者は、単価を大きく引き上げると来客数の減少が顕著になり、客観的に見てこれ以上の値上げが困難であること。こういった意見が述べられました。こうした労使各側の意見が分かれる中、双方が互助の精神で、なんとか妥協点を探ったところでありますが、労使の意見の隔たりが大きく、最終的に第5回本審におきましては、労側が異議を唱えて3名が退席、2名が定足数確保のため出席となる中、専門部会の報告に基づいて採決をもって最低賃金改正額を1,036円、現行プラス66円との答申を取りまとめるに至りました。1,036円、現行プラス66円との金額は3回にわたる専門部会の審議を経て、労使各側からの意見を最大限にしん酌しつつ、地域における労働者の生計費、賃金、賃金支払い能力という最低賃金法に定める3要素並びに中央から示された目安が、地域間隔差の是正等の観点を考慮して取りまとめられたものであり、最終的に本審の採決をもって決定されたものであります。先ほどのお申出者のご意見には、理解できる部分もございますが、こうした審議の過程を踏まえますと、なおここで8月20日の答申内容を改めて変更させるものではないのではないかと、こういうふうに考えます。従いま

して、令和7年8月20日付け答申どおり決定することが適当であるという結論を当異議審での結論にしたいと思いますが、この点について各側の委員の皆さん、ご意見ございませんでしょうか。ご意見をお願いいたします。

(意見等なし)

○籠池会長

特にご意見がないようでしたら、令和7年8月20日付け答申どおり決定することが適当であるという内容で答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○籠池会長

はい。ありがとうございました。異議なくご同意をいただいたものと認めます。それでは答申文をまとめたいと思いますが、文言等については会長一任とさせていただきたいと思いますが、この点もご異議ございませんか。

(異議なし)

○籠池会長

ありがとうございます。異議ないものと認めます。それでは事務局の方で答申文の作成をお願いいたします。

○賃金室長

10分ほどお時間いただければと思います。よろしくお願いいいたします。

○籠池会長

10分程度休憩させていただいて、10時40分からの再開でよろしいですかね。

○賃金室長

はい。大丈夫です。

○籠池会長

そうしましたら、10時40分の再開でよろしくお願いします。一旦休憩とさせていただきます。

(休憩)

○籠池会長

それでは、再開とさせていただきます。

(各委員へ答申文（案）を配付し、同文書をオンライン共有）

それでは事務局のほうで、答申文の案を委員に確認してもらってください。

○籠池会長

配付が終わりましたら、事務局の方で答申文案の読み上げをお願いいたします。

○賃金指導官

それでは、答申文（案）を読み上げます。

案

令和7年9月8日

香川労働局長 友住弘一郎 殿

香川地方最低賃金審議会 会長 篠池信宏

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年9月8日貴職から、8月20日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合からの異議申出について意見を求めるので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年8月20日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

○籠池会長

はい。ありがとうございます。委員の皆様方、ただいまの答申文案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○籠池会長

大丈夫ですね。それでは（案）をとって、答申いたします。高塚委員さん、代理でお願いいたします。

(高塚会長代理から答申文を労働基準部長へ手交)

○労働基準部長

どうもありがとうございます。労働基準部長の西原でございます。

ただいま答申をいただきましたので、私からお礼のご挨拶をさせていただきたく思います。本日、諮問をさせていただきました最低賃金審議会の意見に関する異議の申出につきましては、早速ご審議の上、ただいま答申をいただきまして

ありがとうございました。香川県最低賃金につきましては、7月15日の改正決定の諮問以来、本審を5回、専門部会を5回にわたり開催して熱心にご審議いただきまして、第5回本審において答申が取りまとめられ、本日、異議の申出につきましても審議の上、答申をいただきましたので、その内容に沿いまして、令和7年度の香川県最低賃金を決定させていただきます。今年もお忙しい中、長く審議を重ねていただき、過程では意見の食い違いもあったものの、このように県の最低賃金を決定できたことを嬉しく思います。香川労働局といたしましては、これから改正決定の公示を行いまして、10月18日発効に向けて事務手続きを進めさせていただきます。また、改正されました最低賃金につきましては、その周知とともに、履行確保に最善を尽くしてまいります。さらに、生産向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援とされる業務改善助成金等の活用を推進するための周知、また、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向け、積極的に取り組んでまいります。委員の皆様方におかれましては、今後とも賃金行政に対する特段のご支援をお願い申し上げますとともに、今後予定されております特定最低賃金の金額審議につきましても、引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いします。本日の答申に至るまで審議を進めていただきまして、誠にありがとうございました。また、この決定に至るまで大変お疲れ様でございました。簡単でございますが、私からのお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

○籠池会長

ありがとうございました。それでは、本日の答申後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

本日の答申をもとに、香川労働局長が香川県最低賃金を決定の上、公示手続きを行い、9月18日の官報公示を経て、10月18日法定発効という流れとなります。

以上でございます。

○籠池会長

今後、行政においては、最低賃金の広報及び履行確保に努めていただくとともに、中小企業・小規模事業者への支援等に取り組んでいただけるよう、よろしくお願ひいたします。

また、労使におかれましては、各々の団体を通じて、最低賃金の周知を図っていただきますようお願いいたします。

その他、事務局から何かございますか。

○賃金室長

この後事務連絡がありますので、委員の方々は残っていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○籠池会長

他にご発言等、ございませんか。

なければ、以上をもって、第6回香川地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきますが、ご発言大丈夫ですかね。

はい。そうしましたら以上で審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

——了——